

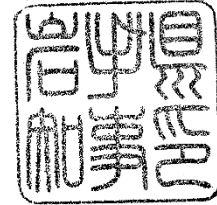
水振第 659 号

令和 6 年 1 月 12 日

岩手海区漁業調整委員会

会長 大井 誠治 様

岩手県知事 達増 拓也



漁業の許可の有効期間を短縮して許可することについて（諮問）

岩手県漁業調整規則（令和 2 年岩手県規則第 66 号）第 4 条に規定する漁業のうち、県内船等に対するあわび漁業、なまこ漁業、かじき等流し網漁業、流し網漁業、固定式刺し網漁業、船びき網漁業、さんま棒受網漁業及びさけはえ縄漁業の許可並びに県外船に対するかじき等流し網漁業、さんま棒受網漁業、いか釣り漁業及びいるか突棒漁業の許可にあたっては、同規則第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、別紙のとおり漁業許可の有効期間を短縮して許可したいので、同規則第 15 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。



担当 農林水産部水産振興課
漁業調整担当（高梨）
電話：019-629-5819
FAX：019-629-5824
E-mail：airi-n@pref.iwate.jp

1 一斉更新において有効期間を短縮するもの

(1) 県内船等に係る漁業の許可

ア 次回の許可の有効期間の短縮

漁業の名称 (漁業種類)	有効期間を短縮しない 場合の期間	有効期間を短縮した 場合の期間
あわび漁業 (あわび漁業、あわび潜水器漁業)	令和6年11月1日から 令和7年10月31日まで	令和6年11月1日から 令和7年2月28日まで
あわび漁業 (繁殖期あわび漁業)	令和6年7月1日から 令和7年6月30日まで	令和6年7月1日から 令和6年10月31日まで
なまこ漁業 (なまこ漁業、なまこ潜水器漁業)	令和6年8月1日から 令和7年7月31日まで	令和6年8月1日から 令和7年3月31日まで
なまこ漁業 (繁殖期なまこ漁業)	令和6年6月1日から 令和7年5月31日まで	令和6年6月1日から 令和6年7月31日まで
さけはえ縄漁業	令和6年10月16日から 令和7年10月15日まで	令和6年10月16日から 令和7年1月31日まで

イ 短縮を必要とする理由

(ア) あわび漁業及びなまこ漁業

密漁防止の観点から、漁期の都度許可するよう取扱うため。

(イ) さけはえ縄漁業

水産庁長官通達（昭和62年7月31日付け62水振第1948号）により「許可の有効期間は、最長1年」と指導されており、漁期の都度許可するよう取扱うため。

(2) 県外船に係る漁業の許可

ア 次回の許可の有効期間の短縮

漁業の名称	有効期間を短縮しない場合 の期間(3年間)	有効期間を短縮した場合の期間
さんま棒受網漁業	令和6年7月1日から 令和9年6月30日まで	令和6年7月1日から 令和7年6月30日まで
いか釣り漁業	令和7年3月1日から 令和10年2月28日まで	令和7年3月1日から 令和8年2月28日まで
いるか突棒漁業	令和7年1月1日から 令和9年12月31日まで	令和7年1月1日から 令和7年12月31日まで

イ 短縮を必要とする理由

他道県への入会の漁業の許可の有効期間はいずれも1年以内であることから、漁業調整上、本県も同様の措置をとる必要があるため。

2 一斉更新日の翌日以降において有効期間を短縮するもの

(1) 県内船等に係る漁業の許可

ア 期中の許可の有効期間の短縮

漁業の名称 (漁業種類)	一斉更新の場合の期間	有効期間を短縮した 場合の期間 (許可の日から満了日 まで)
あわび漁業 (あわび漁業、あわび潜水器漁業)	令和6年11月1日から 令和7年2月28日まで	令和6年11月2日以降 令和7年2月28日まで
あわび漁業 (繁殖期あわび漁業)	令和6年7月1日から 令和6年10月31日まで	令和6年7月2日以降 令和6年10月31日まで
なまこ漁業 (なまこ漁業、なまこ潜水器漁業)	令和6年8月1日から 令和7年3月31日まで	令和6年8月2日以降 令和7年3月31日まで
なまこ漁業 (繁殖期なまこ漁業)	令和6年6月1日から 令和6年7月31日まで	令和6年6月2日以降 令和6年7月31日まで
かじき等流し網漁業	令和7年3月1日から 令和8年2月28日まで	令和7年3月2日以降 令和8年2月28日まで
流し網漁業	令和7年3月1日から 令和10年2月28日まで	令和7年3月2日以降 令和10年2月28日まで
固定式刺し網漁業	令和6年8月1日から 令和9年7月31日まで	令和6年8月2日以降 令和9年7月31日まで
船びき網漁業	令和6年7月1日から 令和9年6月30日まで	令和6年7月2日以降 令和9年6月30日まで
さんま棒受網漁業	令和6年6月1日から 令和9年5月31日まで	令和6年6月2日以降 令和9年5月31日まで
さけはえ縄漁業	令和6年10月16日から 令和7年1月31日まで	令和6年10月17日以降 令和7年1月31日まで

イ 短縮を必要とする理由

漁業調整上、許可の有効期間が同一の期日に満了するように取り扱うことが適当であるため。

(2) 県外船に係る漁業の許可

ア 期中の許可の有効期間の短縮

漁業の名称	一斉更新の場合の期間	有効期間の短縮した場合の期間 (許可の日から満了日まで)
かじき等流し網漁業	令和7年3月1日から 令和8年2月28日まで	令和7年3月2日以降 令和8年2月28日まで
さんま棒受網漁業	令和6年7月1日から 令和7年6月30日まで	令和6年7月2日以降 令和7年6月30日まで

いか釣り漁業	令和7年3月1日から 令和8年2月28日まで	令和7年3月2日以降 令和8年2月28日まで
いるか突棒漁業	令和7年1月1日から 令和7年12月31日まで	令和7年1月2日以降 令和7年12月31日まで

イ 短縮を必要とする理由

漁業調整上、許可の有効期間が同一の期日に満了するように取り扱うことが適当であるため。